

主要な補助金概要

2025/4/29現在

大隈行政書士コンサルティング

補助金	ものづくり補助金	省力化投資補助金	小規模事業者持続化補助金	事業承継・M&A補助金	中堅・中小企業大規模成長投資補助金	新事業進出補助金	中小企業成長加速化補助金
主体	経済産業省 中小企業庁	経済産業省 中小企業庁	経済産業省 中小企業庁	経済産業省 中小企業庁	経済産業省 中小企業庁	経済産業省 中小企業庁	経済産業省 中小企業庁
概要	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。	IoTやロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「製品カタログ」から選択・導入することで、中小企業等の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金です。	持続的な経営にむけた経営計画に基づき、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取り組みや、業務効率化の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。	事業承継・引継ぎ補助金は、事業再編、事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助するとともに、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、事業承継、事業再編・事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。	地域の雇用を支える中堅・中小企業の皆さまが、人手不足等の喫緊の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現できるよう支援すること投資規模10億円以上が対象。補助上限50億円。	中小企業の成長につながる新事業進出・構造転換への投資に重点支援 新市場・高付加価値事業への進出	売上高100億円超の中小企業を恒常的に創出するため、売上高100億円を目指す中小企業への設備投資支援や、中小機構による多様な経営課題（M&A・海外展開・人材育成等）への支援
要件	中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス等の省力化のための設備投資・システム構築を行い、 ①付加価値額 年平均成長率3%増加 ②給与支給総額 年平均成長率2.0%増加 ③事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表(従業員21名以上) の基本要件などを旨とする3～5年の事業計画に取り組むこと	本事業では、カタログに登録された省力化製品を導入し、販売事業者と共同で取り組む事業であって、要件を満たす事業計画に基づいて行われるものを補助対象とする。 ① 労働生産性の向上目標 補助事業終了後3年間で毎年、申請時と比較して労働生産性を年平均成長率3.0%以上向上させる事業計画を策定し、採択を受けた場合はそれに取組まなければならない。 労働生産性は、以下のように定義される。 (付加価値額) = (営業利益) + (人件費) + (減価償却費) (労働生産性) = (付加価値額) ÷ (従業員数) ② 賃上げの目標 (a)事業場内最低賃金を45円以上増加させること、 (b)給与支給総額を6%以上増加させること の双方を補助事業期間終了時点で達成する見込みの事業計画を策定した事業者は、補助上限額が引き上げられる。ただし、申請時に賃金引き上げ計画を従業員に表明していることが必要。 また、自己の責によらない正当な理由なく、賃上げの目標を達成できなかったときは、補助額の減額される。 ●補助対象事業者の要件 (1) 人手不足の状態にあることが確認できること (2) 全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていること。 (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各項に規定する営業を営む事業者でないこと。 (4) 過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けていないこと。 他	商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く) 常時使用する従業員の数5人以下 宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数20人以下 製造業その他 常時使用する従業員の数20人以下 ① 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%株式保有されていないこと(法人のみ) ② 直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと ③ 持続化補助金(一般型、コロナ特別対応型、低感染リスク型ビジネス枠)で採択を受けて、補助事業を実施した場合、各事業の交付規程で定める様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果及び賃金引上げ等状況報告書」を、原則本補助金の申請までに受領されたものであること。	事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業者等 事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う取組	常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社または個人等 一般枠： ①投資額10億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ②賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率以上)	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦(新規性)や賃金要件等 人手不足や賃上げといった昨今の経済社会の変化の中で、中小企業等が成長する過程においては、既存事業の拡大に加え、新たな事業の柱となる新事業への挑戦重要。既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価値事業への進出を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値額向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とする。 【基本要件】 ●企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦 ※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること ●付加価値額の年平均成長率+4.0%以上増加 ●1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最賃の直近5年間の年平均成長率以上、又は、給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ●事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上水準 ●次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等 【加点措置】 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・ブラチナえるぼし認定企業) ・女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト(女性の活躍推進企業データベース)で公表している企業 ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・ブラチナくるみん認定企業) ・青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)	売上100億円を目指すビジョン・潜在力、賃金要件等 【要件】 ①投資額1億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ②「売上高100億円を目指す宣言」を行っていること ※中小企業が自ら「売上高100億円を超える企業になること」、「それに向けたビジョンや取組」を宣言し、ポータルサイト(令和7年春ごろ開設予定)上に公表するものです ③その他、賃上げ要件 など 実施期間：交付決定日から24か月以内 ◆100億宣言 「100億宣言」には、主に以下の4つについて、記載いただきます。 ・企業概要 ・企業理念・経営者の意気込み ・売上高100億円実現の目標と課題 ・売上高100億円に向けた具体的な措置(取組)
補助率・限度	製品・サービス高付加価値化枠 要件：革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値 補助上限：750万円～2,500万円(3,500万円) ※従業員数と大幅賃上特例条件による ※大幅な賃上に取り組む事業者は補助上限を100～1,000万円上乗せ(3,500万円までに) 補助率：1/2 ※小規模・再生事業者2/3	●カタログ注文型 従業員5人以下 補助率1/2以下 補助上限額：200万円(条件を満たせば300万円が上限) 従業員6～20人 補助率1/2以下 補助上限額：500万円(条件を満たせば750万円が上限) 従業員21人以上 補助率1/2以下 補助上限額：1,000万円(条件を満たせば1,500万円が上限) ●一般型 1/2 小規模・再生 2/3 5人以下750万円(1,000万円) 6～20人 1,500万円(2,000万円) 21～50人 3,000万円(4,000万円) 51～100人 5,000万円(6,500万円) 101人以上8,000万円(1億円)	通常枠 2/3 上限50万円 賃上引上げ特例 150万円上乗せ ※事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者 インボイス特例 50万円上乗せ 創業型(創業後3年以内) 2/3 上限200万円	●事業承継促進枠 1/2もしくは2/3 800万円～1,000万円限度 ●専門家活用枠の場合 ・買い手型支援累計型 補助率 2/3以内又は1/2以内 補助下限額50万円 上限600万円～800万円(100億企業への条件により2,000万円)	上限50億円(補助率1/3以内)	補助率1/2 補助上限 カッコ内は大幅賃上げ特例適用事業者 従業員数20人以下2,500万円(3,000万円) 従業員数21～50人4,000万円(5,000万円) 従業員数51～100人5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額) 交付決定から14か月以内で実施	補助率 1/2 補助上限額 5億円
対象経費	機械装置・システム構築費(必須)、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用料、原材料費	省力化製品の設備投資における(1)製品本体価格、(2)導入に要する費用(導入経費)	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費(税理士等への相談・コンサルティング費用など)	補助対象事業の遂行に必要な経費であり、補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費 ●事業承継促進枠 設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費等 ●専門家活用枠 謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費	建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用料、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費	建物費・機械装置費・ソフトウェア費・外注費・専門家経費
サイト	https://portal.monodukuri-hojo.jp/	https://shoryokuka.smrj.go.jp/	https://r3.iizokukahojokin.info/	https://ish.go.jp/	https://seichotoushi-hojo.jp/	https://shiniigyoushinshutsu.smrj.go.jp/	https://growth-100-oku.smrj.go.jp/
補足	第20次公募(2025/4/25) 申請 7/1～7/25	カタログ注文型 随時受付中 一般型 第2回 申請2025/4/25～5/30	通常枠・一般型 第17回 2025/5/1～6/13 共同・協業型 第1回 申請～2025/6/13	11次公募専門家活用枠のみ 申請 2025/5/9～6/6	新工場の新設など大規模な投資を支援。 書面審査に加え、経営者など代表によるプレゼン審査等もあり。 3時公募 2025/3/10～4/28	R6補正予算案にて新設/事業再構築補助金の後釜 R6補正予算 1,500億円 約6,000件を採択想定 第1回公募2025/4/22 申請受付 6月中旬～7/10 採択発表10月頃	R6補正予算案にて新設 第1回申請 2025/5/8～6/9 7月上旬1次審査公表 2025/7/28～8/8 プレゼン審査 9月上旬採択公表 100億円宣言 申請受付 2025/5/8～
採択率目安	30～60%、直近は29.4%、35.8%と30%程度	非公表。70～80%程度の情報(カタログ型)	30～60%、平均して50%程度	50～60%程度	10%程度	事業再構築補助金は25%程度(最終)	

※あくまで中小企業庁など発信されている情報から読み取れるものですので、未確定情報を含むことをご承知おきください